

2022年11月8日

取手市選挙管理委員会
委員長 小池 健 様

日本共産党
取手市議会議員
関戸 勇
加増 充子
遠山智恵子
小池 悦子

各種選挙の投票区の拡充・見直し

選挙公報の告示（公示）後の早期発行を求める要請書

紅葉の候、

日頃より民主政治の発展にご尽力頂き感謝申し上げます。

公職選挙法は、日本国憲法の本質により、衆参両院議員、地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的として定められています。

民主政治の根幹としての、各種選挙制度は、憲法14条の「すべて国民は法の下に平等」自由で公正な投票権の保障を求めています。高齢化の進展、人口は減少するもとでも、新たに住宅建設が進み、地域的には人口が増加する地域も少なくありません。それにもかかわらず、それに応じた投票区の見直しが進まず身近な生活圏内に投票所がない地域も各所に生じています。有権者が候補者の選択の判断に資するために発行される選挙公報は、有権者に投票参加を促す効果もあり、期日前投票者が3割、4割に増えていることも考慮すれば、告示（公示）後速やかに全有権者に公報を届けることが必要です。

取手市の各種選挙の投票率は県内最低水準と低迷しており、その原因を、政治不審・政治的無関心層の拡大で解消できるものではありません。有権者の政治参加・投票参加の向上には、投票しやすい環境を整える、行政の責任を果たすことが強く求められます。

以上のことから、以下の事項について要請するものです。

記

1. ゆめみ野、紫水など身近なところに投票所設置へ、投票区を見直し拡充すること
2. 期日前投票所を拡充すること
3. 選挙公報は、全有権者に、告示（公示）後速やかに配布する条例改正を行うこと
4. 選挙実施の宣伝・広報を抜本的に強化すること

以上